

議 長 日程第3「議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例」について、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定す
る。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。情報公開制度及び個人情報保護制度を一体的に運用するとともに、
事務の合理化等を図るため、従来の情報公開審査会機能と個人情報保護審査会
機能を統合し、令和5年4月1日より適用される改正後の個人情報の保護に関
する法律に規定する専門家からの意見を聞き、個人情報保護についての対策を
講じるための諮問を行う機関として、松田町情報公開・個人情報保護審査会を
設置するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例について御
説明させていただきます。それでは恐れ入ります、議案を1枚おめくりくださ
い。この松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、新規条例となりますの
で、各条ごと、要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします
ます。

第1条でございます。第1条では、趣旨について定めたものでございます。
松田町情報公開・個人情報保護審査会の運営に関し、必要な事項を定める旨を
規定しているものでございます。

第2条でございます。第2条は定義でございます。第2条では、この条例に
おいて使用する用語の定義としまして、第1項第1号では諮問庁、第2号は行
政文書、第3号は保有個人情報を定めたものでございます。

第3条では、審査会が行う事務について定めたものでございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第4条では、委員の定数を
定めた規定でございます。

第5条では、委員に関する事項に定めたものでございます。第1項では、町
長より任命する旨を規定しております。第2項から第4項までは任期について

規定しております。第5項では、委員の罷免について規定しております。第6項では、委員の秘密保持義務について規定しております。

第6条、会長でございます。第6条では、会長に関する事項について定めたものでございます。第1項では、選任方法について規定しております。第2項では、会長の職務について規定しております。第3項では、職務代理について規定しております。

第7条では、審査会の調査権限について定めたものであります。第1項では諮問庁に対し行政文書または保有個人情報の提示を求めることができる旨を規定しております。恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第2項では、前項の求めがあった場合、諮問庁は拒むことができない旨を規定しております。第3項では、諮問庁に対し審査会が指定する方法で資料を作成し、提出するよう求めることができる旨を規定しております。

第8条では、提出資料の送付等について定めたものでございます。第1項では、審査会は審査請求人等から提出があった資料または意見書の写しについて、提出した審査請求人と以外の審査請求人とに送付する旨を規定しております。第2項では、前項の送付をしようとするときは、資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を規定しております。第3項では、審査請求人が諮問庁に対し審査会に提出された資料及び意見書の閲覧または写しの交付を求めることができる旨を規定しております。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第4項では、前項の資料及び意見書の閲覧、または写しの交付をしようとするときは、資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を規定しております。第5項では、審査請求人が諮問庁に対して行った資料及び意見書の閲覧または写しの交付の求めについて、日時及び場所を指定できる旨を規定しております。第6項では、資料または意見書の写しに係る必要負担について規定しております。

第9条では、会議の非公開について定めたものでございます。

第10条では、ほかの条例と同様に、委任規定を設けております。

第11条では、罰則について定めたものでございます。審査会の委員が秘密保

持義務違反を犯した場合に適用される規定を設けております。

附則でございます。施行期日は、第1項及び第3項のそれぞれの条例の施行日を規定しています。

経過措置としまして、第2項では、この条例の施行日前に旧情報公開審査会の委員であった者を施行日に審査会の委員として任命する旨を規定しております。

次ページをお願いいたします。第3項では、この条例の施行日前においても、審査会の委員を任免できる旨を規定しております。

第4項では、この条例の施行日以前に旧個人情報保護審査会にされた諮問については、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第5項では、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例及びこの条例の施行に伴い、松田町情報公開条例において改正が必要となる事項について、改正が行う旨を規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。参考資料でございます。参考資料、松田町情報公開条例附則第5条関係でございます。左が改正案でございます。まず、第10条、公開請求に対する決定等についてでございます。第1項の改正案では、現行の起算して15日を14日に改めて、第4項中、現行の45日を30日に改める。第5項中では、現行の起算して60日を44日に改めるものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第16条です。審査会への諮問について、第1項では現行の松田町情報公開審査会を松田町情報公開・個人情報保護審査会（松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年松田町条例第 号）第3条に規定する松田町情報公開・個人情報審査会をいう。）に改めるものでございます。現行の第18条、審査会の調査権限等から次ページの第19条、第20条を削るものでございます。

次ページの4ページをお願いいたします。現行の第21条を18条とし、22条から25条までを3条ずつ繰り上げ、25条の2を第23条とし、第26条を第24条とし、第24条の次に次の1条を加えます。第25条、他の制度との調整を新たに追加す

るものでございます。現行の第27条を26条とし、28条を27条とするものでございます。29条の罰則を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案本文6ページにお戻りください。ただいま、今こちらの個人情報保護、松田町情報公開・個人情報保護審査会の条例につきまして、本議案本文並びに参考資料のほうで御説明をさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。